

# 山梨県公報

第二千七百九十五号

平成三十年

五月三十一日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定……………	二五三
○保安林の指定施業要件の変更予定……………	二五三
○道路の区域変更(四件)……………	二五三
○道路の供用開始(二件)……………	二五四
○建築基準法に基づく建築協定の変更認可……………	二五五
○建築士法に基づく都道府県指定登録機関の指定……………	二五五
○建築士法に基づく指定事務所登録機関の指定……………	二五五
○自動車税の収納事務の委託……………	二五五
○落札者の決定について……………	二五六
○一般競争入札について……………	二五六
○落札者の決定について(二件)……………	二五八
○特別保護地区の指定について……………	二五九
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………	二六〇
○公安委員会……………	二六〇
○一般競争入札について……………	二六〇

## 告示

### 山梨県告示第百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町湯島字荒居一五三四の乙一
- 二 指定の目的 水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事

後藤

斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

区 間	旧別の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市寿町一〇四六番地先から 甲府市飯田五丁目六五七番七地先まで	一・〇 四・九	三・〇 四・七	一九三・五
			一八七・九

**山梨県告示第四百七十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧別の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
笛吹市石和町市部字鶴飼笛吹川右岸堤防地 先から 笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防 地先まで	二・〇 四・五	二・〇 二・〇	五四二・七
			五〇八・〇
			五〇八・〇

四 区域変更の期日 平成三十年六月一日

**山梨県告示第四百四十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧別の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
都留市大野字一杯窪三五二三番地先から 都留市大野字一杯窪三五二三番地先まで	一〇・六 二六・九	一三・二 八〇・四	一一七・一

**山梨県告示第四百四十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧別の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
都留市鹿留字新井九一六番一先地先から 都留市鹿留字檜原八七〇番地先まで	一三・二 二八・四	一〇・二 二四・〇	一四三・〇

**山梨県告示第四百五十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	西下条音羽自転車道線	甲府市寿町一〇三三番地先から甲府市飯田五丁目六五七番七地先まで		一五六・八	平成三十年五月三十一日

**山梨県告示第百五十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	市川三郷山梨自転車道線	笛吹市石和町市部字鶴飼笛吹川右岸堤防地先から笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防地先まで		五〇八・〇	平成三十年六月一日

**山梨県告示第百五十二号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十四条第一項の規定により、清水建設株式会社取締役社長井上和幸から申請のあったパストラルびゅう桂台第四区建築協定（建築協定認可第二十八号）の変更を平成三十年五月二十二日に認可した。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

**山梨県告示第百五十三号**

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第一項の規定により、次の者

を都道府県指定登録機関として指定したので、同条第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第一項の規定により告示する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 名称 一般社団法人山梨県建築士会
- 二 住所 甲府市丸の内一丁目十四番十九号
- 三 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地 甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階
- 四 二級建築士等登録事務の開始の日 平成三十年七月二日

**山梨県告示第百五十四号**

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第一項の規定により、次の者を指定事務所登録機関として指定したので、同条第三項において読み替えて準用する同法第十条の六第一項の規定により告示する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 名称 一般社団法人山梨県建築士事務所協会
- 二 住所 甲府市丸の内一丁目十四番十九号
- 三 事務所登録等事務を行う事務所の所在地 甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館二階
- 四 事務所登録等事務の開始の日 平成三十年七月二日

**公 告**

● 自動車税の収納事務の委託  
 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
山梨県甲府市丸の内一丁目二十	収納した自動車税を山	平成三十年四月二十日か

番八号 株式会社山梨中央銀行	梨県の歳入とするための の収納情報の作成等	ら平成三十一年三月三十 日まで
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービズ株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する 収納情報の取りまとめ 等	同
東京都中央区日本橋一丁目一番 一号 国分グロースアズチエ ン株式会社	直営店舗及び加盟店舗 における自動車税の収 納等	同
東京都港区港南一丁目八番二十 七号 株式会社しんきん情報 サービス	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五 丁目四百二十一番地 株式会社 セイコーマート	同	同
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン	同	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ ジャパン	同	同
東京都豊島区東池袋三丁目一番 一号 株式会社ファミリーマ ー	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大 字久地六百六十五番地の一 株 式会社ポプラ	同	同

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五番地一 ミニストップ株式会 社	同	同
東京都千代田区岩本町三丁目十 番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番 二号 株式会社ローソン	同	同

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部財産管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月二十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社富士美建
- (二) 住所 山梨県都留市十日市場三 堀口アパート第一―十五号
- 五 落札金額 六千四百五十八万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年二月一日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 パソコン機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年六月二十一日（木）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成三十年六月十五日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、

四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年七月十日（火）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に平成三十年七月九日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語



- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
- 8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三時から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Computer equipment 1 set
- 2 Date and time for tender: 1:30 PM July 10, 2018
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る借入物品等

- (一) 名称 第三期統合サーバ機器等

- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課

- (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号

- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月二十八日

- 四 落札者

- (一) 名称 日立キャピタル株式会社

- (二) 住所 東京都港区西新橋一丁目三番一号

- 五 落札金額 五億七千五百五十八万七千八百四十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年二月十五日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る役務

- (一) 名称 ネットワーク端末のセキュリティ管理等業務

- (二) 数量 一式

- 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課

- (二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号

- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月二十八日

- 四 落札者

- (一) 名称 株式会社カルク

- (二) 住所 山梨県中央市乙黒百五十八番地二

- 五 落札金額 三千七十一万五千二百円

- 六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

- 七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七條第一項の規定による公告を行った日 平成三十年二月十五日

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から平成三十年六月十三日まで縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 八ヶ岳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 八ヶ岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域 北杜市所在県有林第四百八十六林班は1、は2及びイの各小班、第四百八十七林班に1、に2及びイの各小班、第四百九十三林班、第四百九十四林班、第四百九十五林班は1、い3、い4、い5、い9及びい10の各小班、第四百九十六林班は3小班、第四百九十七林班は2、い3及びい4の各小班、第四百九十八林班は1、い2、い3、は1、は2、は3、は4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、ろ14、ろ15及びイの各小班、第五百林班は1、い2、い3、い4及びい5の各小班、第五百一林班に1、に2、に3、に4、は1、は2、は3、は8、は9、は10、は11、は12及びは13の各小班並びに第五百二林班は1の各小班並びに（県道敷を除く。）

3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地域であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。当地域の植生は、低から中標高地帯ではカラマツ、ダケカンバ、シラカンバが主となっており、下草としてはササ類が主となっている。また、標高が高くなるにつれシラビソ、オオシラビソが主となっていく。生息している鳥類はオオルリ、メボソムシクイ、コマドリ、カケス等、亜高山帯に生息する種が多数確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンドリタヌキ、ホンドギツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、ヤチネズミ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に川俣川溪谷を中心とした区域は、上記の鳥類の

他にイワツバメ、アカハラ、ミソザイ等が確認されており、良好な自然環境が保たれているといえる。このため、当該区域は八ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所

二 御岳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 御岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域 甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班は1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1及びは2の各小班、第九十八林班は1、い2、い3、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、イ1、ニ及びホの各小班、第九十九林班は1、ろ1及びろ2の各小班、甲斐市所在中北県有林事業区第九十九林班は1、い2、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、は1、は2、は3、は4及びロの各小班、第百一林班は1、ろ1、り3、ぬ1、ぬ2及びる1の各小班並びに第百一林班は1の各小班の区域（県道敷及び建物敷を除く。）

3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部及び甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地域である。当該地域の植生は、主にヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クヌギ等が分布し、部分的にスギ及びヒノキの植林が見られる。また、鳥類はヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリビタキ、シジュウカラ等を含め多種が確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではニホンザル、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、アズマモグラ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており、森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に御岳昇仙峡を中心とした区域は、原生自然環境が保存されており、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環

境を保護する必要がある。なお、当該地域は、秩父多摩甲斐国立公園の特別地域として、また、文化財保護法による国の特別名勝として指定を受けている。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
  - (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所

三 本栖特別保護地区

- 1 特別保護地区の名称 本栖特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域 南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖水量水標零メートル時（海拔八百九十九・二三三メートル）水面全域

- 3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 鳥獣保護地区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地域となっている。特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の地域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域に指定されている。このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
  - (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課、峡南林務環境事務所及び富士・東部林務環境事務所

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ西八幡店 山梨県甲斐市西八幡字浜海道下二千六百一番地一号

- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

- 3 変更の年月日 平成三十年一月一日

- 三 届出年月日 平成三十年五月十六日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十月一日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月三十一日



一 一般競争入札に付する事項

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

- 1 借入物品等の名称及び数量 人事業務等管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成三十一年三月一日から平成三十八年二月二十八日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部警務課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
- 3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百一十一号）の一に定める競争入札に参加することが出来る者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部警務課人事第一担当 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年六月十五日（金）までの山梨県の休日（以下「山梨県条例第六号」に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（六月十五日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年七月十三日（金）午前十一時 山梨県防災新館二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年七月十二日（木）午後四時までに山梨県警察本部警務部警務課人事第一担当（郵便番号四〇〇―八五

八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

#### 五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年七月六日(金)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日(七月六日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部警務課(電話〇五五―二二―〇一一〇)

#### ※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Management System for Personnel Operation and etc. Iset

2 Date and time for tender: 11:00 AM July 13, 2018

3 Bureau in charge: First Personnel Section, Police Administration Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters  
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110